

○伊賀市市民憲章

平成16年11月 1 日告示第 2 号

私たち市民は、次の 6 つの原則により自治を進め、“ひとが輝く 地域が輝く”伊賀市のまちづくりの実現を目指し、この憲章を定めます。

- 1 まちづくりに関する情報をみんなで共有します。（情報の共有）
- 1 まちづくりには、みんなが参加できるようにします。（市民の参加）
- 1 まちづくりは、みんなで作った計画に基づき実施します。（計画的実施）
- 1 まちづくりは、まず自らがいき、さらに地域内で助け合って進めます。（自治の補完）
- 1 まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。（主体の協働）
- 1 まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。（結果の評価）